

三陸の海を放射能から守る

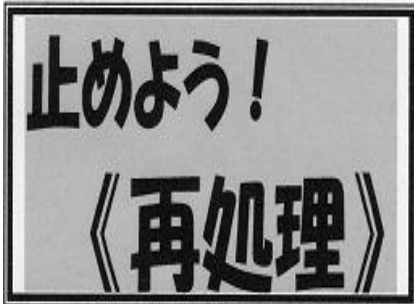
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**

郵便振替 02240-5-102650

ホームページ《再処理 / 岩手の環境》

{ HYPERLINK

"http://sanriku.my.coocan.jp/" }



《天恵の海》

2020(令和 2年)

12月 27日

第 213号

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX 019-623-1636

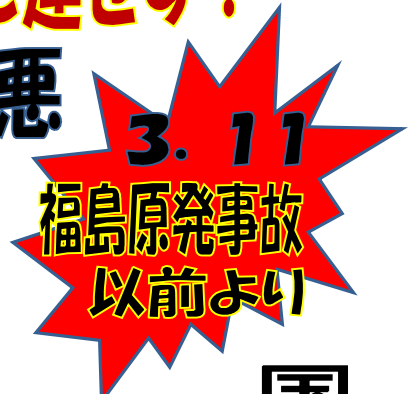
再処理工場

プルトニウム等の回収率、申請目標に達せず!

性能の技術上の基準項目:全削除の法改悪

再処理技術の未完を証明か?

省庁・議員・全国市民の院内集会 11.27



大幅退歩!

国の検査体制

「脱原発政策実現全国ネットワーク」主催の「原子力規制庁など関係省庁担当官・国会議員・全国市民による院内集会」が十一月二十七日開催され、岩手の会からも三人が出席しました。六ヶ所再処理工場について特にアクティブ試験の審査を曖昧にしたまま「新基準に適合しており合格」とさせてしまったために、最も危険な「高レベル放射性廃液」をガラス固化させる溶融炉の正常運転の見通しもなく、実態はますます不透明になって不安が増す一方の現状です。本会から規制委員会へ提出した質問事項について明確な回答がぜひ必要と考え、あえて上京し発言して来ました。DVD録画に基づき要約し報告します。



岩手の会 永田文夫 世話人

原子力規制庁担当官からのヒアリング

集会の内容は「もんじゅ」「再処理」「火山津波評価」などでしたが、私達、岩手の会が担当した「六ヶ所再処理工場の高レベル廃液ガラス固化溶融炉の現状について」の二項目の質問の部分を報告します。

再処理工場のウラン・プルトニウムの回収率

永田 岩手の会 六ヶ所工場のウラン、プルトニウムの回収率についてお答えください。

担当官・K氏 原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門総括係
私たちはアクティブ試験の運転結果のデータを受け取っています。

しかし回収率の計算根拠については承知しておりません。データには「アクティブ試験第四ステップで九八・二%回収を達成した」と書かれています。これは性能に関わる数字なので、非公開情報で詳しくはお伝え出来ません。

回収率九八・二%は本当か?

永田 回収率九八・二%を達成したといいますが、この値はこれまで処理した使用済み核燃料全体四二五トンのうち、わずかに約一%の処理データです。四二五トンの全体を処理してどれだけのプルトニウムとウランが回収されたのか、その回収率を答えてください。プルトニウムは非常に危険なものです。回収率が低ければ、高レベル放射性廃液に残り、結局ガラス固化体に入ってしまう。それを秘密とは。「国民の安全」と「企業秘密」とどちらが大事なんですか

K氏 「商業秘密」について、六ヶ所再処理工場を設計したフランス企業と日本原燃との間で「技術情報は第三者には漏らしてはならない」と約束されています。だから回収率は開示出来ません。ウランとプルトニウムは「計量管理」され、IAEA（国際原子力機関）の査察対象として「何キロ、何処にどれだけ存在するのか」について定期的に報告されており

ます。私達の計算では回収率・ウランは約九〇%、プルトニウムは約七八%
永田 私たちの計算では、ウランの回収は約九〇%、プルトニウムは約七八%です。これは原燃の定期報告書の数値から計算しました。九八・二%は全く達成していない。また、日本のガラス固化技術は欠陥技術です。このことに関して規制庁は早急に確認して情報公開して頂きたい。

国ではなく事業者による「使用前検査」になってきた!
永田 次に「ガラス固化炉の使用前検査」について回答下さい。

担当官・F氏 原子力規制部検査グループ専門検査部門総括係長 今年四月から、ガラス溶融炉の使用前検査は「事業者が実際の廃液を使って検査し性能を報告する」と法改正されました。日本原燃が、まず検査を行い、その検査報告を規制庁が確認することに なります。

河内 岩手の会 そんな方式の検査では骨抜きですよ！ だいたい、溶融炉は人が立ち入れない、放射能で汚染された場所、直接見ることも出来ない。A炉は天井レンガが剥落し、周りは強い放射線ですよ。
永田 大事な検査の失敗を隠す、骨抜きです。
F氏 ガラス溶融炉だけではなく再処理計画全体を見渡し改定しました。

河内 国の使用前検査では到底合格出来ないから、事業者が先の「使用前事業者検査」にしたのではないですか。こんな民間の生半可な検査では大事故のもとです。
F氏 検査の基準は何も変わっていないので、ゆるくしたということはないと思います。

河内 廃液がそのままガラス固化されるとウラン、プルトニウムはなくなりません。半減期が四五億年とか二・五万年の話ですから。
不合理な法改正を何故行なったのか
永田 「アクティブ試験計画書」では「使用前検査を内容とするアクティブ試験を行い終了する」ときちんと書いてある。製品の回収率が「申請の記載以上であること」とハッキリと書いてある。この法改正を、誰が何故、どういう形で提案したのか、そのところを知りたい。

規制庁担当官の集約
■回収率のデータ」と「使用前検査規則」の法改正について、後日、川田龍平参議院議員事務所を通じて書面で回答すると確認した。

河内 岩手の会 そんな方式の検査では骨抜きですよ！ だいたい、溶融炉は人が立ち入れない、放射能で汚染された場所、直接見ることも出来ない。A炉は天井レンガが剥落し、周りは強い放射線ですよ。
永田 大事な検査の失敗を隠す、骨抜きです。
F氏 ガラス溶融炉だけではなく再処理計画全体を見渡し改定しました。

河内 国の使用前検査では到底合格出来ないから、事業者が先の「使用前事業者検査」にしたのではないですか。こんな民間の生半可な検査では大事故のもとです。
F氏 検査の基準は何も変わっていないので、ゆるくしたということはないと思います。

河内 廃液がそのままガラス固化されるとウラン、プルトニウムはなくなりません。半減期が四五億年とか二・五万年の話ですから。
不合理な法改正を何故行なったのか
永田 「アクティブ試験計画書」では「使用前検査を内容とするアクティブ試験を行い終了する」ときちんと書いてある。製品の回収率が「申請の記載以上であること」とハッキリと書いてある。この法改正を、誰が何故、どういう形で提案したのか、そのところを知りたい。

河内 廃液がそのままガラス固化されるとウラン、プルトニウムはなくなりません。半減期が四五億年とか二・五万年の話ですから。
不合理な法改正を何故行なったのか
永田 「アクティブ試験計画書」では「使用前検査を内容とするアクティブ試験を行い終了する」ときちんと書いてある。製品の回収率が「申請の記載以上であること」とハッキリと書いてある。この法改正を、誰が何故、どういう形で提案したのか、そのところを知りたい。



水のがね

分裂しやすいウラン235と分裂しにくいウラン238からできている核燃料は原子炉で「燃やす」と、約1%のプルトニウムが出来るという。その「プルトニウム」の何%を回収出来るのかを聞くために国会会議室での市民集会へ行ってきた。規制庁担当者は僅かな量の試験報告を受け九八・二%の回収率だという。◆既に六ヶ所工場ではアクティブ試験で四二五トンもの使用済み核燃料を剪断し溶解し化学処理してプルトニウムやウランを回収している。その全体についてプルトニウム回収率が「九八・二%」ということか？。ということとは「一・八%」は回収していない。◆四二五トンの約1%がプルトニウムだとすると「四・二五トン」四二五〇kg。予定通り順調に回収出来た場合でも一・八%も高レベル放射廃液へ移行する。実際にはもっと大量である。◆一方、ウランの回収率も心配である。ウラン235も238も再利用するというのが再処理工場である。その「回収（再処理）済みの廃液」すなわち「高レベル放射性廃液」にはかなり多量のウランやプルトニウムが残存している。だから危険だ。そしてさらに大問題なのは、その「危険な廃液」をガラス固化体に安定化するための「ガラス溶融炉」がアクティブ試験では「故障が続き」、現在停止中なのである。納得のいく説明を国会で早急に行なってほしい。（尚）